

掛川市規則第27号

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年9月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年掛川市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号を次のように改める。

(1) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から掛川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年掛川市条例第26号。以下「育休条例」という。）第2条の3に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育休条例第2条の3に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

第25条第2項第17号中「出産の日後8週間」を、「出産の日以後1年」に改める。

第26条第2項中「であって、任命権者を同じくする職（以下この項において「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、」を削り、「及び特定職」を「及び任命権者を同じくする職」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。